



第1章 都市計画マスタープランについて

1. 都市計画マスタープランの位置づけ

(1) 都市計画とは

都市とは、人が多く集まり、商業等が発達するなど経済や文化の中心地であり、日常生活と産業活動を支える場でもあります。都市計画法に基づく「都市」は、都市計画区域として定められた地域のことをいいます。

都市計画は、森林地域、農業地域、都市地域などの国土の内、最も人が集まり日々の生活を営む都市地域において、土地の使い方や自然環境保全のルール、道路や下水道など基盤施設の整備を計画し、健康で文化的な生活や機能的な産業活動が可能な都市をつくることを目的としています。

(2) 都市計画マスタープラン策定の背景と目的

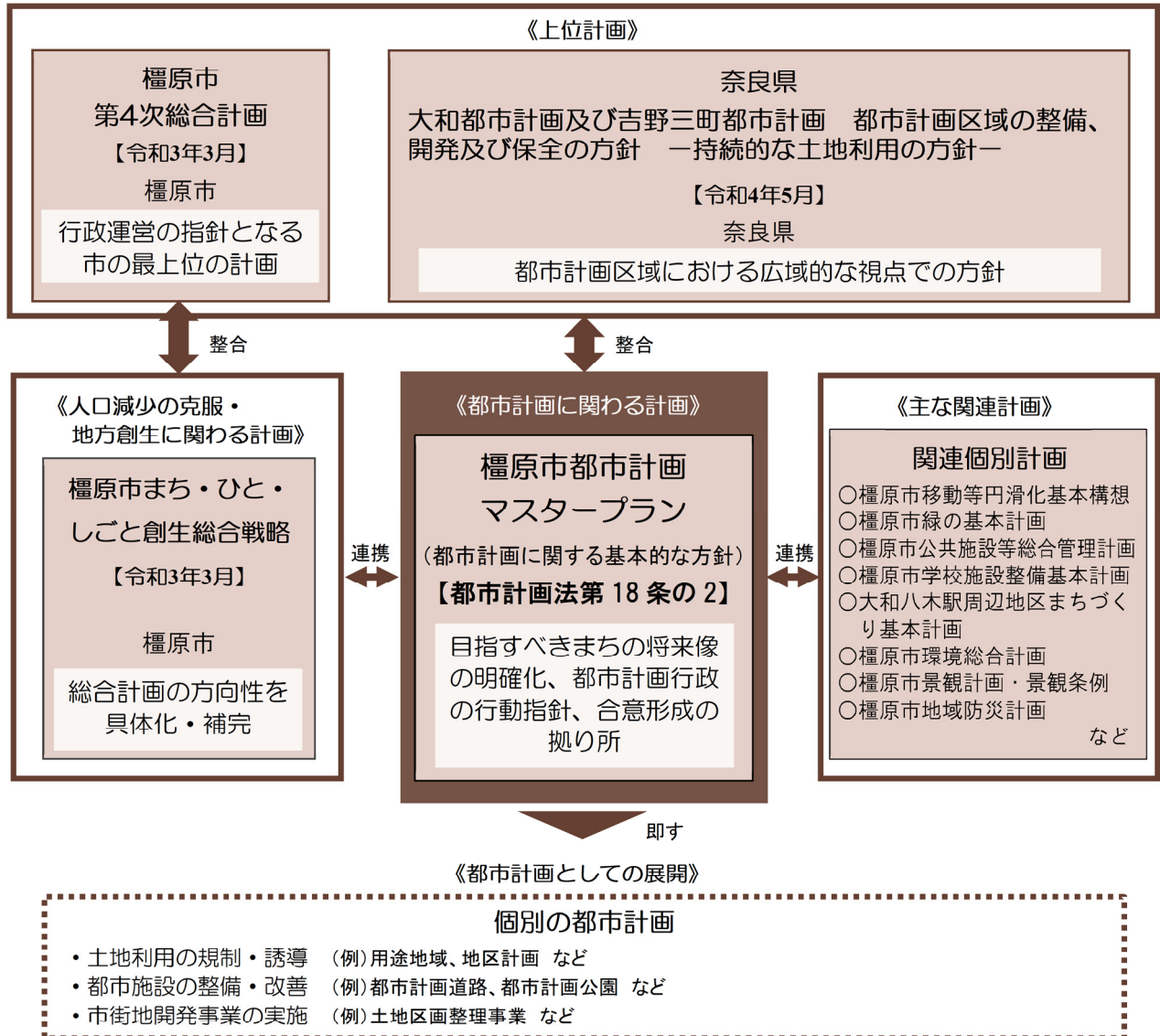
我が国においては、今後、急速な人口減少や高齢化が進展することが予測されており、また、大規模災害をはじめとした安全・安心への備え、深刻化する地球環境問題に対する様々な社会経済状況の変化への対応が求められています。

本市においても、人口の減少や高齢者人口の増加、豊かな自然・歴史資源の活用、公共施設等の老朽化、大規模災害への備えなどの対応が求められており、持続可能な都市づくりを目指していくため、橿原市都市計画マスタープラン（以下、「本計画」という。）を策定することとしました。

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づき、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を示すことを目的としたものです。市町村における都市計画の総合的な指針として、まちづくりの将来目標や土地利用、都市施設の整備方針等を明らかにするとともに、地域ごとのまちづくりの方針や実現に向けての推進方策を定めた計画となっています。

本計画は、本市が定める最上位計画である「橿原市第4次総合計画」、奈良県が定める「大和都市計画及び吉野三町都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 - 持続的な土地利用の方針 -」などの上位計画と整合性を図り、社会情勢の変化なども考慮し、市民の意見も踏まえて策定します。

《檜原市都市計画マスタープランの位置づけ》



※上に示す体系は本計画策定時点のものであり、法や制度改正などにより変更を行います。



(3) 上位計画について

① 橿原市第4次総合計画

○策定年 : 令和3年3月

○計画期間 : 令和3年度から令和12年度(10年間)

○まちづくりの理念

人とともに、歴史とともに、やさしく強いまち かしはら



②奈良県 大和都市計画及び吉野三町都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 –持続的な土地利用の方針–

○策定年 : 令和4年5月

○目標年次 : おおむね20年後の都市の姿を展望した上で、今後10年間の都市計画の基本的な方向性を示す

○都市計画区域全体の将来像

◇県土の都市活動の中心となる2大拠点（奈良、橿原）と個性豊かな主要生活拠点の形成

《奈良県都市計画区域全体の将来都市構造のイメージ図》





(4) 目標年次

本計画は、概ね 20 年後の都市の将来像を見据え、10 年間の取り組むべき内容を方針として定めます。

また、今後の社会経済情勢などの変化に対応し、適切な見直しを行うこととします。

(5) 計画の対象区域

本市は、市域全体が大和都市計画区域として都市計画区域に指定されていることから、本計画は、市全体を対象区域とします。